

葛飾区公衆喫煙所整備費等助成要綱実施細目

令和7年8月18日

7 葛健健第 248 号

区 長 決 裁

(趣旨)

第1 この細目は、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成要綱（令和6年9月26日付け6葛健健第301号。以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(維持管理経費助成対象細目)

第2 要綱の別表第1の維持管理経費の項に規定する助成対象経費及び金額は、次のとおりとする。

1 空気清浄機の賃借料及び保守料

公衆喫煙所内に設置した空気清浄機の賃借料及び保守料に係る経費

2 電気代

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費

(1) 電気メーター等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る電気代

(2) 電気メーター等から個別に算出できない場合 建物全体の電気代に建物全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

3 火災保険料

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費

(1) 公衆喫煙所に係る部分のみを補償対象とする火災保険の場合 当該保険料

(2) 公衆喫煙所を含む建物全体を補償対象とする火災保険の場合であつて、公衆喫煙所に係る部分とその他の部分の保険料の区分が明確なとき 当該保険料の公衆喫煙所に係る部分の額

4 清掃・ごみ処理委託費

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費

(1) 建物全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれている場合 公衆喫煙所の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる費用

(2) 建物全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれていない場合であつて、公衆喫煙所を含む建物の清掃を清掃業者等に委託しているとき 建物全体の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる費用の額に建物全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

(3) 助成対象者が自ら公衆喫煙所の清掃を行う場合 公衆喫煙所清掃に

要する消耗品の購入にかかる費用

5 賃料

次の各号に掲げる金額

(1) 土地の賃借料

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 契約書等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る賃借料

イ 契約書等から個別に算出できない場合 土地全体の賃借料の額に土地全体の面積に占める建物の面積の割合を乗じて得た額に、建物全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積を乗じて得た額

(2) 建物の賃借料

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 契約書等から個別に算出できる場合 個別に算出した公衆喫煙所に係る賃借料

イ 契約書等から個別に算出できない場合 建物全体の賃借料の額に建物全体の床面積に占める公衆喫煙所の床面積の割合を乗じて得た額

6 その他

1 から 5 まで以外で、公衆喫煙所の維持管理に必要な経費（事前に相談をし、区長が必要と認めたものに限る。）

付 則

この細目は、令和 7 年 8 月 18 日より施行し、同年 4 月 1 日から適用する。